

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年8月16日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和5年8月16日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和5年8月16日（水） 午後5時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広
（5番）原田 政祥 （6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信
（9番）松田 祥治 （10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭
（17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 農地振興係長	重村 郁子
〃 書記	福田 謙一郎
〃 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第57号 議席の決定について

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第61号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第62号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第63号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第64号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）

議案第65号 令和6年度防府市農業施策等に関する意見書

報告第58号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第59号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第60号 農地法第18条（通知）

報告第61号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第62号 農地法施行規則該当転用届について

報告第63号 現況証明書の発行について

報告第64号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

3番 小山 巽委員

4番 関谷 芳広委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから令和5年8月の月例総会を開催いたします。

本日は全員御出席でございますので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。改選後、最初の月例総会となります。改めてですけれども、今後3年間、御協力をよろしくお願いいたします。

初総会のときにも申しましたように、農業委員会に求められる役割はどんどん大きくなってきておるところです。推進委員さんも新たに任命されました。ここで、今さらながらですけれども確認をさせていただきたいのがですね、農地利用最適化推進委員さん、この方々は決して農業委員の補助委員というような立場ではございません。

むしろ、これから農業委員活動の大きな柱の一つである農地利用最適化推進活動につきましては、推進委員さんのほうが指導していただく立場でございますので、その辺のところをしっかりと御理解の上、お互い連携を取りながら前に進めていっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案、議事を進めてまいります。

本日の議事録署名委員さんは、議案第57号議席の決定について議席番号が決定するところでご

ございます。決定後、3番、4番の委員の方々にお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案審議のほうに入っております。

議案第57号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は1ページです。

議案第57号は、農業委員の改選に伴う議席の決定についてです。

先日の初総会の際に議席の決定を行いました。その際は、これまで小委員会ごとの50音順で、第1小委員会から順に議席番号を付番してまいりましたが、前回の議席番号と担当地区を変更いたしますと、タブレットの設定上、支障が出るのが後日判明いたしましたので、今回の議案番号に修正するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第57号、承認いたします。

決定によりまして、先ほど申しましたように本日の議事録署名委員さんは、3番の小山委員さん、4番の関谷委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第58号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案説明の前に、議案と資料の修正をお伝えいたします。お手元にお配りしております修正一覧を御覧ください。

議案書の3ページ、受付番号8から11が保留となりました。

続きまして、受付番号5、譲受人の申請事由、こちらが「規模拡大」とありますが、「新規就農」に修正となります。

続きまして、受付番号7、労力総数の欄の人数が「3人」と記載がありますが、「7人」に訂正いたします。訂正は、以上となります。

それでは、議案説明をいたします。議案書は2ページ、資料は1ページからです。

議案第58号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回提出されました件数は11件ですが、受付番号8から11までの4件が保留となり、7件となりました。この7件の権利の内容については、全て所有権の移転で、譲渡理由は、耕作困難が6件、相手方の要望によるものが1件です。譲受理由は、規模拡大が3件、相手方の要望によるものが3件、新規就農が1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第58号の1は、規模拡大を目的とする所有権移転の案件です。

8月8日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、—————のすぐそばにあります。譲渡人は地元におらず、どうにか処分したいと、受けてくれる人を探していました。今回は、—————の方の仲介で、隣接地で耕作している譲受人との話がまとまり、申請となりました。

それでは、農地法第3条第2項に基づいて調査した結果を報告いたします。

まずは、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、自宅からも近いので、—————で十分できると思います。地域との調和要件も特に問題ないと思います。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第58号の2は、規模拡大による所有権の移転の申請でございます。現地確認及び申請者への聞き取りを8月12日に行いましたので、報告します。

現地は、資料の5、6ページを御覧ください。—————というところにあります。5ページがよく分かるかと思います。

午前中に譲受人の方にお電話したんですけど、出られませんでしたので、———の家を訪問しまして、———に事情をお聞きし、夕方、御本人から電話がかかりまして、私の———から近くですので、現地で耕作中の本人のところに訪問し、現地を見させていただきました。

譲渡人は———に住んでおられまして、—————、—————が名義人となっております。耕作ができないので、これまで知り合いの方に貸しておられましたが、4年前くらいに、—————して、その後は譲受人の方が管理されていたそうです。このたび、—————から申出があり、隣接地なので譲り受けることとされたそうです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですけど、これまでも耕作されていることにより、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況などから見ましても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

また、第2号、3号は該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、健康維持のためにも家庭菜園が大好きで、これからも必要な日数、農作業に従事すると、見込まれると判断しております。また、御本人もそう言っておられます。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、とても温厚な方で、野菜を近所の方へ配られたり、草刈りなども怠らず、周辺農地に迷惑をかけないようにするとのことでございます。

以上のことから、第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第58号の3は、第3条の規定による所有権移転の許可申請であります。今回の案件は、6月の月例総会にて同じ譲受人、譲渡人の間で所有権移転が申請された案件があるんですが、その案件の追加分ということになるものであります。7月13日に事務局2名で一回現地確認をしたんですが、今回改めて申請が上がった段階で現地確認、それから、譲受人への聞き取りを8月12日に行いましたので、報告をいたします。

現地は、資料の9ページ、10ページのとおり、————、400m程度北側になりますかね、譲受人の自宅のすぐそばの農地になります。

11ページの図を見ていただきたいんですが、今回の申請が上がっているのは、この—————ということで、僅か————m²の農地であります。6月に、その隣の隣、————、それから、その北側の————等を所有権移転しているんですが、そのときに、この—————が漏れていたということで、今回追加の申請となったものです。

現況は、この————と隣の————、これは一体で畑ですね、野菜の栽培ということでやられております。その隣以外は全部水稲になっておりますけれども、今回のものは、これは畑として実際には利用されていると。

それから、実際には、かなり以前からこの農地も譲受人が耕作していたということで、今回改めて名義を変更するというものでございます。

営農計画の詳細は12ページのとおりで、前回の—————m²の所有権移転のときの営農計画にほぼ近い内容で記載されております。

それでは、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項なんですけれども、全て各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断をいたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願ひします。

○18番 18番、横木です。議案第58号の4番は、耕作困難による所有権移転の案件です。現地の確認及び譲受人、譲渡人への聞き取りを8月12日に行いましたので、報告します。

現地は、14ページなんですけど、ちょっと分かりづらいかと思いますけど、—————の近くになります。譲渡人は—————にお住まいで、農地に限らず宅地、山、全てを処分したい考えをお持ちで、何かと譲受人に相談されている間柄です。譲受人は、譲渡人の—————申請地の保安全管理をされていまして。今回、この農地を取得して、野菜を作りたいとのことでした。

15ページなんですけど、—————の右上辺りに—————とか—————、これは譲受人さんの田んぼなんですけど、野菜なんかちょっと水に浸かってできないということで、今回取得する農地で野菜を作りたいということでした。

農地法第3条2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、夫婦で耕作され、農機具の保有状況から見ても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定には該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、夫婦で作業され、農作業を行う必要がある日数については従事されていますし、今後も従事されるとのことです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、水利組合の水利清掃にも参加され、—————として地域をまとめておられるので、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして5番、地元委員さん、説明をお願いします。（発言する者あり）

○9番 すみません。初めてなもので、どういう説明をすればいいかちょっと分かりませんが、議案第58号の農地法第3条で、——の田と畑を含む土地を譲り受けるということで、譲受人は——でありまして、その方の本家が——で水稻をされているそうで、農機に関しては、そちらのほうを使わせてもらうということでした。

——のほうは、しめ縄などを作られておって、その辺のものを作りたいということで、譲渡人のほうも高齢で、——、以前から買ってくれというような話でされていたようです。農地のほうに関しても、このまま、今は休農地みたいになっておりますが、これからちゃんと耕作されるのではないかと思います。

よって、この第3条の違反はないと思われまますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、ちょっと私のほうから。

今回の申請面積が——となっていてはいね、経営面積が今——となっておるんですけど、これは、今回の分を入れて——とっておるわけですか。

○事務局 譲渡人の経営面積—— m^2 を、そのまま譲受人のほうにお渡しするという事です。

○藤井会長 そういうことか。じゃあ、ここで農作物の出荷先という実績が書いてあるけど、これはどこでどうやって作っておったやつ。

○事務局 営農計画。

○藤井会長 これ、令和4年の出荷額となっちょるじゃない。

○事務局 こちらの出荷に関しては、今回、譲受人の方が——の実家のほうでも耕作を手伝われておって、そちらの実績だと思われまます。

○藤井会長 これは本人の所得じゃないわけ。

○事務局 そうですね。御本人さんは、今、農地はお持ちではないんですけども、これまでも実家のほうの農地の経営を手伝わっておられたということで伺っておりまして、このたび、こちらの——のほうで農地を取得されて、そこでも耕作を広げていきたいという意向を伺っております。

○藤井会長 そしたら、これは、今後の従事者は誰と誰なんですか。

○事務局 従事者は、御本人様と——のお二人です。

○藤井会長 分かりました。じゃあこれは一応新規就農者という位置づけになるんですね。

○事務局 そうですね。当初、規模拡大ということで申請は出ておったんですけども、経営面積自体、御本人さんゼロという状態だったので、今回修正でも上がっていたんですけども、新規就農というほうが妥当かということで、今回修正させていただいております。

○藤井会長 分かりました。新規就農で参入される方がおられるというのは、悪いことではないと思いますので、これから地元委員さんもぜひ目をかけていってあげてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第58号の6は、耕作困難による所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを8月12日、行いましたので、報告いたします。

現地は、資料の21ページを御覧ください。中央より少し上を横に走っている道が——
——です。その交差点から南へ下がったところに申請地がございます。

申請地のすぐ隣が譲受人の家です。譲渡人は高齢となられ、ほとんど管理もできず、太陽光発電の会社へ売ることを考え、ある日、専門の方が測量されていたそうです。譲受人の方はびっくりされまして、少し前に私のところに相談に来られていたのですが、その後、本人が太陽光が嫌なら買ってほしいと言われまして、譲り受けることにされたそうです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、自作地があり、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況などから見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号、第3号は該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、3人いらっしゃり、農繁期には手伝いもあるということで、クリアできると判断いたします。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、水利関係も協力されており、以前、——をされたり、地域

では——などを引き受けられたり、他方面にわたり地域貢献されており、今回の権利の移動により支障は生じないものと考えています。

以上のことから、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、私のほうからひとつ、太陽光発電に売るという話があったのを買われたということらしいですね。個人情報にも関わることなんでしょうけども、ということは、———で買われたというふうな理解でよろしいでしょうか。

○1番 そうですね、金額は聞いたんですけど、言っているのか……。

○藤井会長 いや、言わなくていいですよ。

○1番 言いませんけど、本人から見て———と言われました。

というのが、セイタカアワダチソウが随分立っていたんですよ。それで、それを、私、現地を見に行ったときには、きちんと刈り倒しておられましたので、その作業に随分、———くらいかかったとか言ってらっしゃったので、購入された金額は、自分で、御本人はちょっと———でした。———と言われておりましたけど、そういうことは間々あちこちであるんじゃないかなと思っていますけど。

私も、委員会にもし案件が出て、太陽光になったら取り下げてくれと言われてまして、いや、それはちょっとね、個人の、私だけの力では何にもできないよと相談を受けたときに言ったんです。いろいろ———でも、この件は難しいんじゃないですかというのもお話しちょっとしたんですけど、その後、1か月後ぐらいにこういうお話を聞きました。

○藤井会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の原田です。初めて説明しますので、要領を得るところがあるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

議案58号の7番は、譲渡人の要望による所有権移転案件です。資料につきましては、別添絵の分が、25ページから31ページに記載してあります。現地の確認調査につきましては、8月の9

日に木原委員長と事務局とともに実施しまして、譲受人の——が現地におられまして、いろいろ説明を聞いております。

申請地は、——に近く、——に点在する農用地で、田が4筆、畑が1筆の合計5筆となっております。面積につきましては、——m²ということでございます。

譲渡人と譲受人の関係は——ということで、田につきましては、既に20年前から譲受人が借りて耕作をしていたということでございます。その後、譲渡人が——するということから、畑を含めて売買の話がまとまったということでございます。

譲受人につきましては、認定農業者の家族で、当家の柱で、それから、後継者でもあるということございまして、地域の今後担い手として期待される方でございます。

農地法第3条第2項に基づく調査結果につきましては、31ページの営農計画書を点検して、第1号の全部効率利用要件、それから、4号の農作業常時従事要件、それから、6号の地域との調和要件、そういったところにつきましては、問題がないというふうに判断しております。審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、議案第59号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は5ページ、資料は37ページからとなります。

議案第59号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回提出された案件は1件で、転用目的は、農家住宅の敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積0.01haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上です。御審議のほどよろしく願いたいいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第59号の1は、敷地拡張の申請です。8月9日に事務局と倉重委員さんとで現地確認をして、行政書士の方にお話を聞きました。

申請地の場所は、——境界のすぐ近くにあります。現況は、既に地上げがされています。——した際に違反転用だと分かり、いずれは自宅の処分も検討しているということから、行政書士の方に相談して、指導を受けて、始末書を提出して申請となりました。報告は以上です。皆さんの御審議、よろしく願いたいいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいです

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案59号の1、承認いたします。

続きまして、議案第60号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正をお伝えします。お手元の修正一覧を御覧ください。

中ほどから下の3段目のところになりますが、資料の46ページから48ページ、それから、75ページ、83ページ、91ページが差替えとなっております。

また、それに追加の資料を加えておりますので、御確認ください。

それでは、議案の御説明をいたします。議案書は6ページ、資料は43ページからとなります。

議案第60号は、農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は7件です。この7件の転用目的の内訳は、建売住宅が1件、農業用倉庫が1件、資材置場が1件、事務所兼資材置場が1件、太陽光発電が3件です。

受付番号1は、建売住宅です。資料は43ページになります。農地区分は、集団農地面積2.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号2は、農業用倉庫です。資料は49ページです。農地区分は、集団農地面積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号3は、資材置場です。資料は55ページです。農地区分は、集団農地面積1.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4は、事務所兼資材置場です。資料は61ページです。農地区分は、集団農地面積1.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号5は、太陽光発電設備です。資料は69ページになります。農地区分は、集団農地面積0.11haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号6、こちらも太陽光発電設備です。資料は77ページになります。農地区分は、集団農地面積4.7haの農地で、——から330mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号7も太陽光発電設備です。資料は85ページになります。農地区分は、集団農地面積3.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上です。御審議ほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、貞平です。では、議案第60号の1について御説明します。資料は43ページ、46、48ページです。これは、先ほど説明がありましたように、少し変わっております。当地区の—————の農地—————m²を、—————が建売住宅を建設するという議案です。

現地調査は、8月9日、事務局2名と小委員長とで実施しました。現地は、水稻の植付けがしてあります。現場は、—————ぐらい北西の位置です。

行政書士と電話で事業計画については確認しました。農地は、今年のみ植付け中ということです。事業計画のとおり後ろ側に耕作地がありますが、現地の状況は問題なく、地元農業委員としては、残念ですが、妥当と判断、確認しましたので、皆さん方の御意見をよろしく願い申し上げます。以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の松永でございます。よろしくお願いします。

議案第60号の2は、譲渡人の農地を譲受人が農業用倉庫の建築及び育苗施設とするために譲り受け、転用したいとの申請です。事務局との現地確認を8月8日、ヒアリングを8月10日に行いました。その結果を御報告いたします。

現地は、—————にある農地です。譲渡人からは、該当の農地は長年保全管理していた農地ですが、長年耕作を試みようと思いましたが、耕作することが困難であると聞きました。譲受人から申請の取得の申出があり、これに応じたいということでした。

譲受人からは、現地農地を一反耕作していますが、今後、農業の規模を拡大したいので、農機具の保管、倉庫と育苗施設、車の回転スペースが必要となるため、該当の農地を取得したいとのことでした。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の49ページにあるように、この農地区分は第2種農地で、ほかに代替地がないため、立地基準を満たしております。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性について、また、被害防除措置も適正に行われ、周辺農地の営農条件に支障はないと思われますので、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。譲受人は、この近辺に今、所有なり耕作されている農地はあるんですか。

○藤井会長 地元委員さん、答えられますか。——事務局。

○事務局 ここから東のほうで農地を持たれております。今年の、たしか2月か3月頃に第3条で取得されておまして、今後も意欲的に農地を拡大したいということで話を今伺っております。

○藤井会長 いかがですか。よろしいですか。

○4番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。それでは、議案第60号の3番ということで、これは転用して売買し、駐車場や資材置場とする所有権移転案件です。資料につきましては、別添絵の55から6ページに記載となっております。現地の確認と調査につきましては、8月9日に、木原委員長と事務局とで実施をしました。

申請地につきましては、—————にありまして、もともと住んでおられました宅地につながった2種農地で、田が3筆、畑が1筆の合計4筆ということになっております。面積につきましては、—————m²ということでございます。

現地は、申請地につきましては、作物の作付はなくて、現在、草刈りのみの管理がされておるといってございます。—————は、既に盛土と舗装が施されておる状態でした。

調査を基に、その日のうちに仲介した行政書士に連絡して確認を行っております。内容につきましては、まず、事業計画についてどうなのかということで、回答は、事業計画のとおりということでございます。

それから、排水する川があるんですが、その川については、用水としては現在使われておらんようですが、清掃作業があった場合については協力をお願いしますよということで、これは協力するという回答になっています。

それから、隣接する—————という田があるんですが、近くの方です。ここへの土等の流入防止について検討してほしいということで、回答につきましては、フェンスを設置する予定であるということ聞いております。

それから、一番問題なんですけど、一道につながるということで、—————ですが、既に盛土

でアスファルト舗装されているということについて、これにつきましては、回答として、始末書の提出をするというふう聞いております。

調査の結果等を基に、譲渡人につきましては県外、———ですか、こちらのほうに居住をされておまして、農地の管理が不十分で、今後、耕作放棄へと進む可能性があります。

それから、譲受人につきましては、行政書士を経由して取得申請をしておいて、事業の内容については問題がないと考えております。

それと、周囲の農地につきましては、休耕田が多く、営農への支障はないものと見ております。審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

じゃあ私のほうから、この———、これも一体の開発になるわけですね。この宅地は今どねえな状態になっているんですか。

○5番 現在、2階建てのコンクリート造りの建物だったんだろうと思います。それが上半分、2階の部分がなくなっておまして、階段だけが残っております。それから、下地については、多分倉庫で使っておられたんじゃないかな、中は確認はしませんでした。そういう状態でぽつんと宅地の中にあるという状態です。

○藤井会長 それも含めて今回は2反ばかりの田んぼを一体利用するという形になるという理解でよろしいんですね。

○5番 宅地については、ちょっとよく分かんんですけど。事務局……。

○藤井会長 これ、田の一体利用するんでしょう。

○事務局 宅地も含めて一体利用ですね。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。被害防除計画で、雨水、さっき説明の中にもありましたが、農業用排水路以外の河川となっていますけど、この辺りは、使っている使っていないは別にして、農業用排水路ではないんですか。事務局、確認しちよってです。

○藤井会長 事務局、どうですか。

○事務局 資料の59ページになります。土地利用計画図のところのボックスが3つ並んでいると思うんですけど、それの上のところ水路が走っておりますが、これについて排水するということが、これが農業用排水路かどうかはちょっと確認は取っておりません。

○藤井会長 それはぜひ確認してくださいね。

○事務局 はい。

○2番 それと、ボックスというのがいっぱい並んでいますが、———と書いてあるので、解体をし

た資材の一時置場みたいな感じになるちゅうことですか。

○事務局 一時置場で、そこから先にまたどっかに持っていくという話は聞いていないです。ちょっと確認はしておりません。

○2番 ずっと置かれても困ると思うんでね。そういう廃材を置くんだったら、近隣の説明等もきちっとしてもろうとかんと、知らん間にできちよったという話はよくある話で、ボックスというのは多分、大きな、4 t車、10 t車で、ぐっと引っ張っていくような、そんなもんだろうとは思いますが。

○事務局 一時利用ではなくて、そこにずっと保管するという場合は、説明をしたほうがいいということですか。

○2番 そうですね。いずれにせよ、ここへ解体した廃材をずっと置く可能性があるというふうに感じますので、いずれにせよ、そういうものというのは、やっぱり、説明をしちよっちゃないと、何か変なもんが来よるちゅう話になりますので。特に、ダンプが相当来ると思いますから。

○事務局 現在、ちょっと説明取っておりませんが、今後、取るようにお伝えするという事でよろしいでしょうか。

○藤井会長 一応、再度、どういったものを置くのか、その内容のものによっては周辺住民に説明が必要だと判断したら、それをお願いするようにしてください。

○事務局 はい、分かりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第60号の4は、譲渡人19人が、農地を譲受人が事務所兼資材置場とするために譲り受け、転用したいという申請でございます。現地確認を8月10日、市事務局3名、石川小委員長、鍵谷推進委員、私の6名で、そして、譲受人の方にも立ち会っていただき話を聞きましたので、その結果を報告いたします。

資料の61ページから67ページを御覧ください。先ほど第3条で出た案件があるんですけど、61ページを御覧ください。申請地、———です。その下のところ、先ほど第3条で出ておまして、私が説明いたしました。63ページを御覧ください。63ページのほうがよく分かるかもしれません。

譲渡人は19人おられまして、昨年の9月から一軒一軒回られて話をまとめられたそうです。高潮の関係で規制がかかるため、6月末までに許可申請を出されたとのことでした。

——は、年々高齢化も進みまして、荒廃がとても目立つようになってきました。何度かいろんな業者の方が開発を試みようとしたのですが、まとめるには根気が要る仕事でありまして、諦められたようです。

譲受人は、今回、事業計画にもありますように、現在の事業所は周囲に民家も多くて、大型トラックの運行につきましては、近隣住民の方へ随分迷惑をかけているとのことでございます。

気になりますのは、現在の譲受人の方の事務所等ですけど、駐車場などの跡地の問題ですとか、これも借地でありまして、埋め立てているので、現状回復とされるか持ち主とも相談されまして、適切に処理されるそうです。この適切というのは、私たちもお聞きしたんですけど、また、鍵谷推進委員と日頃ずっとパトロールしてありまして、無断転用になっておりましたので気になっておりまして、本人にも伝えたことがあるんですけど、この処理をされる、元のように現状回復されるときに、始末書も提出されるということでした。ただ、移転にもかなりの期間がかかり、行政書士さんからも、最後まで責任を持って対処します。また、工事途中で近所に迷惑をかけるなどのトラブルがあれば、いつでも言ってくださいとのことでした。

そして、66ページですけども、これではちょっと分かりにくいんですけど、63ページに、真ん中に水路なんかもございます。この水路は青線ですって、66ページにありますように、周りに付け替えるとのことでした。なかなか複雑な案件でしたので、御本人も来ていただきまして、いろいろとお話をみんなで聞きました。

この案件に係る農地法の許可基準につきまして説明いたします。

資料の61ページにありますように、第2種農地です。いずれの法令にも該当しない農地ですので、許可基準を満たしていると解釈します。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○7番 7番の木原です。最後の被害防除計画のこの排水計画ですね。合併浄化槽ですけど、農業用排水路以外の川で間違いないでしょうか。

○1番 一応、農業用排水路ですけど、海に近いところで、末端のところなんですよね。そういう感じで、別に問題ないですかね。（「書いてもらにゃいけん」と呼ぶ者あり）書いてもらにゃいけん。

○藤井会長 事務局、こういう場合は、そういう書きぶりでもいいんですか。一応は農業用排水路、もう使ってないからというんで排水路以外という扱いです。（発言する者あり）

○事務局 すみません。農業用排水路かどうかの確認を取っておりません。

○藤井会長 青線に付け替えちゃうんだから、農業用排水路やろ。（発言する者あり）だから、こう

いう場合は、あくまでも農業用排水路やけれども、理由づけして大丈夫というような判断を下したぐらいのほうがいいんじゃないですかね。あくまでも、建前は農業用排水路なんだから。

現状では、その周辺農地に迷惑をかけるような状況ではないんで、どうこう言うつもりはないんですけども、処理の仕方、どういった形が一番いいのか、ちゃんとこの際検討したいと思いますので、今回はそれでよろしいんじゃないですか。今後のためにも、どういった扱いをするかはっきりさせましょう。

ほかに何か御意見ございませんか。

じゃあ私のほうから、今、最後の説明のところ、既存の施設に無断転用の部分が大分あるということで、追って現状を回復するというようなお話でしたけれども、その辺のところをちょっと、具体的にどのくらいの面積があって、どのくらいの計画で元に戻す気があるのか。

○事務局 今、ちょっと手持ちの面積の資料はないんですが、3か所ほど駐車場にされているようです。

○藤井会長 だから、これが移るのを完了すると同時に、現状回復をするという確約を頂いておるといふことでよろしいですか。

○事務局 そうです、はい。

○藤井会長 分かりました。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。資料は69ページからになりますが、75ページが差替えになっています。

議案第60号の5は、譲受人が農地を譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいという申請です。8月10日に事務局と関谷委員さんと一緒に現地を確認しました。現地は、—————
—————ですね。—————ぐらい行ったところになるんですが、—————のすぐ下になると思います。譲渡人、譲受人の聞き取りを8月13日と8月14日で行いましたので、その結果を報告いたします。

まず、譲渡人ですが、農業はされておられません。ここへ———という表示も出ていますが、農業はしていないということでした。そこそこには、年1回ぐらいの草刈りぐらいの管理は今までもしてあったんですが、農業はしていないということで、まだ5畝ぐらい別の農地があるけど、農作業を

する予定はないということで、郵送で何か太陽光発電の会社から案内があったそうですが、管理にも困っていたので、その話に乗ろうということで、譲り渡すことにしたということです。

それから、譲受人のほうですが、8月14日に電話をしたんですが、何と盆休みでして、ずっと流しよったら転送されまして、携帯で出てくれた人がおっちゃったんですが、今日は、16日まで盆休みですということで、いや16日まで待ったら委員会にかけられんよという話をして、知っちゃることを答えてくれという話で話を向けたところ、何とか大体の回答は頂きました。

ただ、後またかけたら転送を切られたみたいで、つながりませんでした。ちょっと事務局にも要望なんです。資料が届いて、すぐ2日ぐらいしかないですね。あとみんな盆休みということで、そういうふうなところは1か月先にしてもらおうとか、いろいろ考えてもらわんと。今回は偶然確認ができましたけど、現地確認前に確認をするということはめったにないので、今回、現地確認後は確認できんじゃったちゅうことになりますので、その辺を業者のほうへよく言っておいてもらったら、転送で出てもらうとか、それでもええんですが、長い盆休みとかになると確認が全くできないということになりますので、お願いをします。

内容を確認したところは、許可がつけば着工は2か月後ぐらいにしたいということでした。

それから、この業者、県内には——にあるそうですが、防府では初めてということでした。ただ、今回、3か所出ているので、防府で始めてだけ、今回3か所は申請をしたということです。

それから、草刈り等もどのぐらいのペースでやるかという確認をしましたら、年に3回、この会社は——へ依頼することが多いという回答でした。年に3回やります。

それから、周りの水路も維持はしますということでした。ここ、水路がほとんどありませんでしたので、問題はないと思います。

それから、フェンスの外をよく残されるんで、それも確認をしております。フェンスの外も刈ってくださいねということで、必ず刈りますという回答を頂きました。

内容的にはそういうことなんです。今回ちょっと問題が出まして、太陽光発電等の申請について、ここでルールづくりをしたと思うんですが、事前に国の許可を得てくださいとか、必要あれば自治会長と確認をしてくださいとかいうのを決めたんなんですが、いずれこういう業者が出るだろうなとは思っていましたが、意外に早く。

さっき差替えたところなんです。郵送しましたと書いてあるんですが、差替える前は、着工するまでに確認しますということで、私ども、会社のほうと確認ができたので、行政書士の方とは、事務局が大分話したということなんで、確認しなかったんですが。

やっぱり法的根拠がないとか、そういうルールがあっても知らなかったというような回答が最初にあったということなんで、なかなかちょっと、やっぱりあれでは弱いなと思って、ぜひ、条例が今できよるといいますから、もう一押し要望して、必ずつくってもらおうという方向性を出した

らと今回思いました。

なかなか、それ嫌って言われても、じゃあ保留にしますよという話にならないよという事務局の説明でしたので、保留にしたかどうかという話もしたんですが、なかなかそれも難しいということになると、無視してきた業者はそのまま通るという話になってしまいますので。

今回は——の業者で、本当に知らんじゃったんかどうか、その辺は分かりませんが、いずれにせよルールには従っていないということで、要注意な会社かなとは思っています。

ただ、今回の場所については荒れておりますので、周りにも農地が少ないところで、特に問題ないかなということと地元委員としては思っております。皆様の御審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。ございませんか。これは、今ちょっと説明がありましたあとの2つの議案にも関わる問題でありますので、その辺を含めて、ほかの地域でどういった対応だったのかも踏まえて何か御意見があれば、ここで伺いしておきたいと思ひますけれども。

○11番 11番の池田です。次の60号の6番で出ておるわけですが、やっぱり太陽光のやつから決めた、委員会で決めた中ですね、法律、あるいは条例規則でないから、その取り決めがあつて、お願ひ、依頼という形になると強制力がない。申請に必要な書類が整っていないから、単純に最初、これは受付できんのじゃないかなというふうに、私印象を受けたんですけど、事務局は、それはできないと。

そうすると、今言うように、ちゃんとやる業者、近隣に皆やつて、そういう説明をした業者とバランスが取れなくなるわけですね。これを、こういうのを認めて、その辺で非常にあつたんですけど、最終的には、今言うように、条例で今進んでいるということ、それで決めないと、取決めはですね。

———なんかの例では、近隣に説明した上で申請してくださいと、「申請してください」という文言が、私のところの最初の案では入っていたんですけどね、それはちょっと除いているんですよ。何々。

いろいろ何回もやり替えていると思うんですけど、最初頃には説明した上で申請してくださいという案があつたんですけど、それが無いんですね、私も、これは石川委員が詳しく説明されたように、やむを得ないかなという感じで受けておりますけど。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

今説明がありましたように、ガイドラインでは、いろいろ防府市もうたつておるんですけども、確かにこれに法的な拘束力がないんで、お願ひレベルでなる話なんですけれども、今回の場合は、一応は郵送したという理解でいいですよ。

ただ、石川委員もおっしゃつたように、数日前に郵送したということで、その返答がどうであつ

たかも把握できていないと思うんですよ。それをどういう扱いにするか、せつかくそこまで業者さんも協力してくれておるわけですからね、その結果が出るまで考えてもええのかなという思いも、僕にも少しはあるんですけども。

ただ、ここでちょっとお伺いしたいのが、一応、どういった方々に出されたかは把握できていないんですけども、当委員会としては、少なくとも自治会長、水利組合の代表の方、あとは近隣の農家の方ぐらいの意向は、業者もそうですけれども、委員としても確認しとってほしいんですけども。

その辺のところはどうなのかなというのがあって、少なくとも業者の回答も大事ですけども、委員さんがどこまでその辺を確認されておるかにもよるんじゃないかと思うんですけど、その辺どうなんですかね。

○2番 ——の場合は、近隣の農地というのは、北へ川があるので、鉄道側の2か所なんですよ。これ同じ方が持っていらっしやって、ちょっと私がこの方をよう探し切らんじやったんで、今日ちょっと聞きましたから、もう一遍確認に行ってみようとは思っていますが、境界確認等は、業者のほうは今からしますという話は確認しました。

○藤井会長 だから、基本的には、せつかく案内の文書を出されておるので、その結果を返ってきてから判断したいという思いがあるんですけども、地元委員さんがそこまで把握されとって、特に問題がないと、恐らく思いのような回答が返ってくるんだろうという思いがあれば、そこまで待つ必要はないと思うんですけども、その辺のところを総合的に見て——どうぞ——判断すべきじゃないかと思うんですが。

○18番 18番、横木です。——の件なんですけど、地域の方にたまたま知り合いがいて、電話で確認させてもらったんですけど、ここにあるような資料を送ってきたと、本人の方は反対の意思があると、その場ではそう言っておられて、——まで電話してどうのこうのするかといったら、そこまではようしないと、そういう弱い立場なんです、周りの人は。

だから、直に説明に来られるということが本当はあるべきだろうと思うんですけど、郵送で送ったから、回答しなかったから、今までもあったと思うんですけど、同意を得たというような方向で行っていると思うんですよ、返事がない場合は。そういう、たまたま知っちょる人ですけど、私は反対したいんじやけどちゅうことは言っておられたのは確認しております。

以上です。

○藤井会長 それは、隣接の農地の所有者ですか。

○18番 いや、宅地があるんです。そのソーラーができるへりが宅地なんですよ。

○藤井会長 ここでですね、そういった声もどこでもある話なんですけれども、農業委員会として、宅地の部分まで許可を求めるというのは、なかなかハードルが高くて、少なくとも周辺農地の営農

に影響があるということが大前提ですので、あくまでもそこを中心に考えていただきたいんで。

なかなか周りの住民から反対があるからということを経由に反対することは、ここじゃなかなか難しいんですね、そういうジレンマはいつも抱えているわけなんですけれども、最終的には条例がしっかりできるのを待つしかないかなという思いがあるんですけども。

そういうことも含めて、農業委員会として、少なくとも周辺農地の営農に支障を来すかどうかというのは、絶対外せない判断だと思いますので、その回答がちゃんとここで得られておれば、業者のアンケートの結果を待たずとも案内を出したということから了承しなくちゃ仕方ないんじゃないかという思いがあるんですけども、その辺のところも含めてちょっと判断してもらいたいです。

今回、今の議案の場合には、農地には、周辺には農地がない、影響がないし、そのほか関連のあるところは、できる限り確認するという事ですので、この案件については特に問題ないかというふうに私は判断しておるんですけども、あくまでもこの——の案件に関して何か御意見があれば伺いたいです。どうぞ。

○2番 案内文書のことになりますが、送ったという、太陽光発電設備事業計画の御案内というのが送られていまして、「下記の所在地に太陽光発電事業の計画をさせていただいております」ということと、「発電事業につきましては、太陽光発電設備設置に関する指導要綱」、これ国と思うんですが、「を遵守させていただく」ということと、あと書いてあるのは、「近隣の皆様の施工管理について御迷惑ならんようにしますので、御協力を賜りますようよろしくお願い致します」と、これしか書いていない。

だから、これをもらっても、やるんだというしか、やりますよとちゅう通知みたいなものですか、その反応はやっぱり、聞かん限りはないわけです。

——については1件ですので、聞いてみようとは思っていますけど、特にそこへ何か作っていらっしやるわけでもないし、2か所が同じ土地で三角地、農業ができるような環境にないので、草だけ刈っているという状況ですが、ただ、この人にも話があったんじゃないかと思うんですけど、同じようにセメンのあぜで囲まれちよところですから。

ただ、この人は、自分は売らないということなんだろうと思います。利用価値があんまりなさそうな土地を残されるということです。そういう文章が送られています。

○藤井会長 分かりました。

じゃあですね、これちょっと——いいですか。

○11番 私も不勉強だったんですけど、太陽光発電設備の注意事項ですね、これを改めて見ると、事業者と周辺の農地所有者、耕作者、水利関係者及び地域住民というのがあるんですね——とのトラブルを回避することを目的としていますと、地域住民というのがあるから、農地、今までもそうじゃったと思うんですけど、宅地、この辺りは農地が少なく、家が多いんですね。私のところ、

後ありますけど。

だから、それが文言があるから、これが、逆に言えばですね、ちょっと無理な注意事項をつくったと言ったら言いすぎかもしれませんが、ちょっと、それとのバランスからいったらですね、もうちょっとあれですね、この条例できちんとしてもらったらいと思いますけど。

これは、——も同じような形をつくっちゃるんですよ。だから、どうなんですかね、その辺が。要らんにかあ要らんちゆうことですかね、自治会長さんとか、逆に言えば。要るか要らんかちゆう判断が難しいということですね。あってもものうてもいいんだったら、これ注意事項つくったら意味がなくなるという。

○藤井会長 結局はそこに行き着くんですよ。経済産業省が出しておるのも、これはあくまでもガイドラインですのでね、それ以上の拘束力はないんで、どうも立てつけがそうなおるんで、こうやって現場が戸惑うことになっているわけなんですけども。

それでですね、今の件ですけれども、これから後出てくるのは、同じ業者さんで、同じような手法でやられておるんで、今ここで、5番の件については結論を出さずに、6、7の話聞いて、トータルで皆さんと一緒に考えたいと思いますので、続いて、6番のほう、地元委員さん、説明に入らせてもろうていいですかね。それで業者の対応も含めて、委員会としてどう判断するかを決めたいと思いますので。事務局、そういう扱いでいいでしょう。

じゃあ6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番の池田です。議案第60号の6は、譲渡人の農地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置するという申請です。8月9日に、横木委員、市職員2名、私の4人で現地確認をしました。8月12日に、土地所有者の——、電話で出られました——、それから、申請代理人の方に電話での聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、お手元資料の77ページですが、——があるんですけど、そこから——程度、防府の中心部、左手のところにあります。77ページの地図のところですね。

土地所有者の——の話では、一は、——の——のところに居住しており、現地には誰も住んでいないということで、これまで近所の方に草刈り等の保全管理はしてもらっていたということです。このたび、太陽光発電のパフレットを見て、申請地を売却することにしたそうです。

代理人の話では、先ほどの、踏まえまして、太陽光発電設備に関わる注意事項のガイドラインには沿ってやりますという御返事でした。

次に、この案件に係る農地法上の許可基準について説明しますが、資料の77ページにあるように、この農地区分は第2種の農地です。周辺の農地では目的を達成することができない場合は許可となります。

次に、一般基準ですが、転用の確実性、周辺への営農に支障を及ぼす恐れがないことから、許可

基準には該当すると判断いたします。皆さんの御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、この件でちょっと審議していきたいと思います。何か御意見ございませんか。
ひとつ、先ほどの——の件に関連してお伺いしますけれども、これ、業者への聞き取りは時間的にできたんでしょうか。

○11番 業者は、私は、代理のほうへ聞きました。

○藤井会長 なるほど。

○11番 はい。——ですから、何回も直接連絡できなくて、話が、かなり前段で聞いていたもので、事務局から、そういう流れで受けるという、代理人さんの行政書士さんですか、——の方ですけど、その方にお聞きしたら、このガイドラインには沿ってやるという、代理の方は言っておられました。

○藤井会長 あと、じゃあ周辺の関係者への委員さんの聞き取りはどの程度のところでお話を聞かれておるんでしょうかね。先ほど横木委員さんが、反対の意見も、住民の宅地に影響を及ぼすからという意見があったというふうに聞いたんですけども。

○11番 それはたまたまですね、周辺の人からの、通知を送っただけで、回答来ていないということで、実際説明文も、工事の着手のときに説明するというような文言が入っていましたから、当初は議案の中に入っていたので、これはどうかなということで、たまたま横木委員と一緒に現地に行ったときに、知っている人がおるからということで、それは聞かれたんですけど。

事前にですね、この辺りは、77ページを見ていただき、77というか、79ページなんですけど、ミニ開発で、農地は1か所しかない。あとは皆、家ですね。家が近くにあるということですね。だから、家にこういう、いわゆる太陽光の角度とか、その反射とかが、いろんな苦情がありますよね。そういうのがたまたま、これは思わしくないという意見も、人が現実にはあったらしいですけど、そういうものをどうするかということです。

○藤井会長 今、これ地図を見る限り、————だけが田んぼですよ。

○11番 そうですね。

○藤井会長 この所有者の御意見はどうなんですかね。

○11番 それは、まだ業者さんの計画が分からん段階で、私どもが行って、どうですか、どうですかと聞くわけにいきませんから、聞いていないですよ。やっぱり業者さんに事業、内容を説明してもらわないと、聞かれたら、こっちは太陽光の内容については分かりませんので。

○藤井会長 じゃあ、ここには業者さんから、さっきのこの通知文は行つとると判断してよろしいですかね、これ。その辺も分からないですよ。

○11番 差替えの83ページに、文書を送付したとこの地番がありますから、——、ありますね。文書を送ってある、8月4日に。差替えの83ページ、送ったところが1、2、3、4、5

か所ございます。

○藤井会長 そこにあるね。

○11番 だから、その回答そのものが分からないということですね。

○藤井会長 分かりました。

この件に関して何か御意見ありますか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。今、該当農地ですね、—————という方が該当されると思うんですが、ここに文書が行っているということでもありますね。

だけれども、この方の意思を尊重するのが、やっぱり農業委員会としての使命ではないかなというふうに私は考えます。やっぱり、この方の意思を確認をまずして、それで、いいよということであれば、許可とか承認したらいいのかなと思っております。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

○11番 11番の池田ですけど、この間にちゃんと水路がありますし、左手のほうにも、83ページに水路はあるんですよ。だから、周辺農地に影響があるというのは、やはり、農業委員のほうで判断するべきだと思いますね。聞いて、影響があると言われて、ああそうですかというわけにもいかなないところがあると思うんですよ。

隣の農地を知っちゃったら、田んぼの方に聞いて、影響があると言われてたら、それを取り上げていったら、ちょっとちぐはぐになるんじゃないかという気はします。

農業委員が見て、土地改良もオーケーなんですよ。土地改良委員のほうは。印鑑をもらってあるわけですね。だから、一応土地改良が判断もしてあるわけですね。それは必要書類なんです。

だから、近隣の農地に影響があるかどうかというのは、農業委員なり、あるいはほかの委員ですね、一緒に行った委員、事務局も見て、影響はないねと、排水があるわけじゃないですから、それはそれでいいんじゃないかなという気はするんですけど。

○藤井会長 だからね、そういう意見ならば、なおさらここに開発ができる、現地調査に行かれたときに、周辺住民の意見は農業委員さんの責任でから聞くべきじゃないですかね。

○11番 その場合に、いやちょっと影響があると言われてたときに、ほかの……。

○藤井会長 いやいや、それは意見は、確認聞いた上でから、その意見が真つ当かどうかは判断をするのは、これはあくまでも農業委員会ですので、ただ、言いよがり、独りよがりというか、言いがかりみたいなものを通すわけには、それはいきませんので、一応は意見は聞くべきじゃないかと思うんですけども。

○11番 それが、今、業者さんが手紙を送っておられますよね。

○藤井会長 いやいや、業者さんが聞いたとか聞かんとかいうのは別にしてですね、少なくとも農業

委員の判断でから、そういうアプローチはしてもええんじゃないかなと僕は思うんですけども、どうですかね。

○11番 確かに、農業委員のその場所に接しちよる農地があったら、皆聞くちゆうことですかね、方向性としては。

○藤井会長 ですね。一応は確認するべきじゃないかなと僕は思いますけどね。どうぞ。

○1番 1番の池田です。私も随分、太陽光をされた人間ですので、——地域は多かったですけど、歩いていて、これびっくりしたんですけど、住宅街ですよ、言ったら。

二、三軒あるところでも、農地じゃないところに太陽光ができていて、私すごい言われたことあるんですよ。こんなのが隣にできてどうするのよという感じで、農地じゃないからどうしようもなかったんですけど、これでも止めることはできないけど、その人たちの意見というのは、ある程度は聞いて、業者さんにも伝えないといけないんじゃないかと思うんですよ。

それと、農地ですけど、うちも、——地域で隣で牧草を作っているところが随分あるですよ。それで、田んぼにですね、この間の大雨で、何か気持ちの悪いようなものが、白っぽいような何かが出てきているんですよ。——が言うんですよ、何かねあれはいうてね。周りの2か所が太陽光になって、大きな太陽光です。隣は道です。

だから、3方向囲まれているんですけど、本当に、後から太陽光ができたところが余計何か変な感じになって、排水ができなくなって、牧草もまけなくなって、本当にトラクターが入れない。去年まで入っていたのに、太陽光ができた途端に入れなくなったんですよ。そういう、隣のここは何を作っているのか分からないけど。

それと、石川委員さん、一緒に見てもらったことがある————のところで、本当に田んぼの半分はびちよびちよで、トラクターも入らないし、牧草をまいても覆わなくなったりとか、被害が出ているんですよ。あんた言わんにやあて石川さんが言うてくれちゃったんですが、私、言っていないんですけどね。

本当に、やっぱり農地を持っていらっしゃる方にも、そういう牧草を作っていないと思わないと、どういう土地か分からないけど、一応説明したりとか、それから、業者さんもそれを知るべきだと思うんですよ、ある程度、こういうふうには持ち主が思っているということ。でないと、無条件でみんな賛成してくれたんだという感じに受け取るんじゃないですかね。そんな気がします。

○藤井会長 でも、今問題なのは、あのガイドラインは、あくまでもお願い事ですね、これやらんと言われりやそれまでの、拘束力が何もないものでね、これ以上今の状況で縛りつけることはできないんでね、最低限何かでから、この委員会として縛りが入れることがどこまで可能かを考えるのがまず先じゃないかと思えます。

先ほどの話にまた戻りますけども、——の件、聞くことは大事だと思いますし、するべきだと思いますけれども、農業委員として、周辺のこの隣の農地に営農に支障がないと思われりゃ、それはしっかり農業委員の意見として判断してもらいたいです。

それは隣の方が、これは影響があるから反対だと言われても、そういう理由で反対するほどのものじゃないから、それは難しいですよぐらいのことは。

○11番 営農には言っていないですね……。

○藤井会長 だから、その場合には、委員さんとしてはそれを前提にぼんと進めていただきたいと思いますし。

今回の場合は、池田委員さんがおっしゃったように、ほとんど周りが宅地なんですよ。今、表にも出ていませんけども、よそでも同じような事例があって、署名活動まで出て、反対したいという意見がそのうち出てくるんだろうと思うんですけども、そういったものに対して農業委員がどこまで関与できるかというの、ちょっと皆さんとまた相談したい問題で、これはちょっと農地法の許可案件とはまるきり別の話になりますのでですね。

横木委員さんがおっしゃったように、宅地に与える影響について、それを盾にどこまで農業委員会として反対できるかというのは、ちょっと自信がないんですけど。どうぞ。

○6番 今の許可案件とは別の話ではあるんですが、許可した後の話になります。太陽光を許可した後、周辺農業者があぜの、境界の草を刈ってくれんとか、そういう苦情は多々あります。そういうのに関しては、農業委員で対応できませんので、仕方がなく、生活安全課のほうに言って、対応をいただいていると、そういう現状はあります。

だから、そういうことを起こさないためにも、やっぱり周辺農業者への聞き取りは、それは周辺農業者の意見が是非は別として、聞き取りはやっていただくのがいいのかなと思います。でないと、後にそういう問題もありますからね。

○藤井会長 今の基本的な立てつけは、農業委員会は、乱暴な言い方ですけども、転用許可して、転用がなってしまうと、これは農地じゃないので、農業委員会の手を離れるという乱暴な状態ですので、今みたいな周辺の草の影響というのは、これは農業委員会ではなくて、生活安全課の役割の範疇になるんですけども。

私としては、許可を出した農業委員会にも当然その責任があると思っていますので、その辺のことがないように、最初にできるだけのお願いはするべきだというふうな動きでから今やっていただいているんですけども、現状はそれが役割の範疇でないとやあない、あると言やああるという状況ですので、それも含めて難しい問題なんです。

じゃあもう一つこれ、7番、ちょっと説明を聞かせください。

○12番 12番の松永です。御説明します。

議案60号の7は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電用地として譲り受け、転用したいという申請でございます。8月8日、熊安委員と事務局で現地確認をいたしました。その後、8月11日に電話確認もいたしました。

現地は、—————のところです。譲渡人方は高齢で、相続したけれど耕作することが困難となり、安全管理をしていましたが、譲受人が太陽光発電設備の設置を行うために譲ってほしいとの申出を受け、今後、営農する予定がないために譲り渡すことにしました。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の85ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。代替地はありませんので、立地基準は満たしております。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

委員さん、—————の田んぼの持ち主さんは、何かおっしゃっていないですか。

○12番 私は、近隣のそういう方のお話をまだ聞いておりません。

○藤井会長 そうですか。

○12番 受渡人の方が、—————をこのたび、—————をやられているみたいです。

○藤井会長 譲渡人がですか。

○12番 だから、今後のあれでしょうね、今、用水路の掃除とか、そういうのは。太陽光は、どっちにしろ、うちの近所でも3か所ぐらいやっていますけど、一つの業者さんは、全体的に防草シートを全部張って、きれいに、本当、草は全然生えていないですけど、お隣の会社さんは、本当、手がつけれんような状態で、そういうのが2か所あるんですよね。

今、皆さんが御審議されたように、太陽光は今、社会問題ですね。農業委員として初めてでこういう発表をするのも、また、現地確認するのも初めてですので、お隣の接した田んぼの分まで一応確認すればよかったんですけど、それは、私はまだしておりません。

○藤井会長 分かりました。

ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 度々すみません。6番、倉重。これは、全体的には同じ業者さんがされておられるということですが、例えば—————、これは農地ですかね。

それとか、—————とか、これは農地だと思いますが、この方からの苦情が、周りは実際にやっておられるんですかね、これね。稼働しておるんですかね。稼働しておるのであれば、その苦情とか、そういうのは、そういう事例はあるんですかね。そういうことは確認されていないんですかね。

○12番 確認しておりません。

○藤井会長 分かりました。

それですね、ガイドラインに沿っていけば、これ、一応、業者さんとしては、やらなくちゃいけないことはやられておるということで、保留する理由にもならないのかもしれませんが。

ちょっと私の提案なんですけれども、私としてはですよ、ガイドラインに沿って業者さんも理解していただき、文書の内容にもよりますけれども、こうして、周辺、関係のあると思われるところに、この文書を送付されたら、これは協力していただいたと評価しなくてはいけないというふうに思います。

ただ、あまりにもこの総会に期間がなかったために、その反応を確認できていない、これを受け取られた方々が。だから、できれば、それを確認して判断するのもありかなというふうに思っています。これ、だから、ガイドラインに沿って、拘束力のないのに農業委員がここまでやっていいかどうかは、ちょっと皆さんの御理解を得なくちゃいけないんですけれども。

今回、保留して返事を頂いてから判断するというのもありかなと私は思うんですけども、どうでしょうか。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。このガイドラインですけど、これは、業者に対しては1段階で示すんですかね、基本的には。申請を受け付ける前に、このガイドラインを示した上で、申請を受理するという形でなければ意味ない話で、こうやって議案として上程されると、そこで審議するといっても、先ほどから出ている法的根拠の問題とかいろいろありますよね。そこの制約の縛りがなかなか難しいと。

まず申請を受理する前に、このガイドラインに沿った形で申請書を提出してほしいという話に持って行ってもらうほうが筋が通ると思うんですね。

○藤井会長 いやいや、受理する前に渡しておくやろ。

○事務局 事前相談があった場合は、こういうガイドラインがありますというのをお伝えしているんですけれども、事前相談が必須ではないので、事前相談がなく、窓口で直接申請が出た場合は、事前にガイドラインがないって、あるということを知らない業者もありますが、その申請を拒否することはしていません。

○4番 一応、要求としてガイドラインを実際につくっているわけですから、これは事務局としても示すべきではないかと思うんですが、どうなんでしょう。

○事務局 申請が出た際には、こういったガイドラインがあるということのお示しはしております。してありますが、それが無いからといって申請は受けませんということは、今はしていません。

○4番 こうやって議案として上程された限りは、ここのガイドラインに沿った形でなければ、保留しますよという形は取れないという判断で今話進んでいますけど、書類的に不備な点があれば、そ

それはそれで保留という形は取れるのでしょうか。

○事務局 説明については、現在のところはお願いのレベルになっていますので、必須の条件にはなっておりません。ですから、書類の不備というふうな判断はしておりません。

○藤井会長 じゃあ、今、申請が出てきとるやつでから、いろいろ周辺住民に声かけしてもらっておるのは、いつの段階でお願いしたやつを業者さんが受けてもらっているということなんですか。周辺住民の説明をお願いしますよとかいうのは、申請が出たときにそれを、なくても受け付けんにやいけんわけやないですか、だから、どこでお願いしておるか、していないんじゃない。

○事務局 申請が出てから、総会までの間にしてくださいというふうにお願いしています。

○藤井会長 じゃあ、申請が出たときに、こういうガイドラインがあるから、これに協力してください、今回の総会の中の期間で何とかしてくださいとお願いをしているということですか。

○事務局 そうです。

○藤井会長 その辺のところからはっきりさせんにやいけんですね。

その事前審査を強要することはできないんですね。

○事務局 強要はできないです。強要はできませんが、事務局としては、事前審査制度を取り入れたほうが、受けた後にこういったトラブル、出ていないものとかありますので、短い期間で、申請を受理した後、総会までの間にこういったことをやっていかないといけないので、望ましい形は、事前審査があるほうが望ましいとは考えております。

○藤井会長 じゃあ、農業委員会としては事前審査を必要としますということを盛り込むことはできると。

○事務局 対外的にそれを十分周知した上で事前審査というのをすることは可能かとは思いますが、長年事前審査をやってきていないので、そこの辺り、業者さんに御理解いただくには少し時間がかかるかもしれないなとは思っています。

○藤井会長 業者さんというか、行政書士さんを含めてそっちのほうですね。

○事務局 そうです、はい。

極端な例でいうと、何の相談もなく、締切日に話を持ってきて、申請内容が複雑であった場合、窓口で、どこの書類が抜けているかというのを発見するのに審査に時間がかかりますので、一旦それを受理します。

その後で、これがいけん、あれがいけんというのはよくあるんですが、それを短期間で議案まで仕上げ、議案までできないものは総会までにそろえてくださいというのを今お願いしていますが、かなり時間的にタイトなスケジュールでやらざるを得ないので、非常にそれは苦勞しているところなんです。

○藤井会長 ハードルは高いですけども、そういうことが可能なら、できる可能性があるなら、そっ

ちのほうにやることも考えていかななくてはいけないんじゃないかなと思いますけどね。

できることならそういうふうにしたいと思うんですけど、どうですかね。どこまで理解が得られるかはちょっと別の問題ですけれども、それはそれで、そういうことも可能であれば検討させてくださいということにしていきたいと思います。

今の立てつけじゃそういう状況になっておるんですけども、私の個人的な意見としては、せっかくここまで業者さんが協力していただいておりますけど、無理なお願いですけれども、結果を見て判断させてもらえないかということから保留にしたいと思うんですけども、皆さんの意見、どうでしょうか。それは難しいと思われるんなら、それでやめますけど。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。同じ者が言って恐縮ですが、やっぱり、私も保留でいった方がいいのかなと思います。今回に関しては。

というのが、周辺の農業者さんへの聞き取りは、ちょっと委員さんも時間的な制約があって、ちょっとタイトな制約がありましてね、不十分かなと思いますので、確かに委員さんの判断でされているんですけど、その前にちょっと、やっぱり農業者の立場に立つという姿勢が大事ですので、やっぱり聞き取り、ヒアリングをちゃんとされてからの判断、私たちの前で発表されて判断の材料にさせていただくといいのかなと思うので、保留がいいかなと思います。

○藤井会長 ほかの皆さんの意見はどうですかね。どうぞ。

○14番 14番の末廣です。先ほど、これは修正ということで来られたので、文書を送付したとありますよね、五、六軒。それを送付して、その意見というのが結局まだ聞いていないわけですよ。送付しっ放し。まさに反対をしようと思うても、どこへ言うてええやら分からんというのもあるかも分らないので。

そういったことを考慮して、そういった意見を一応聞いて、それからでも、この議案を通す、通さんをやったほうほうがいいんじゃないかと思う。一応保留のほうが、これはいいんじゃないかと思います。以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

ほかの皆さん、どうですかね。

ただ、あくまでも、言いますけれども、これを出す、業者さんをお願いしたレベルですから、これ業者さんが出さんでも何も言えるような状況にない上での話ですからね。その辺をよう理解した上で判断していただきたいんですけども。そういうことも含めてちょっと皆さん意見。はいどうぞ。

○10番 10番の貞平です。先ほどから話を聞きよりますと、法的な根拠はないんですね。法的根拠がないんなら、売りたい者がおって、成功したい者がおるとい判断だって、農業委員会は、農民の味方になって、それをどうかするというのはおかしいような話じゃないかと思ったりするので。

だから、本人が、売りたい者がおると、やりたい者がおると、そういうふうに単純に割り切ったらどうですか。それで、農業委員会として関与するから問題があるんじゃないかと思うんです。悩まんにゃいけんのやないかと思う。

本人同士が、そういう契約で成り立っておる、周りの農民に意見を聞いたと思うんですよ。それがまたいろんな人間がおってですね、いいケースもおれば、悪いケースもおると思いますよ。それを、どういうふうに今度判断せと言われても、それも多分難しい話だと思いますよ。僕はそういうふうに思います。

○藤井会長 基本的にはそうなんです。ただ、中にくさびを打つとしたら、周辺農地に著しい影響を及ぼす可能性があるという理由がはっきりすれば、これは農業委員会としても反対できるんでね、それをどこまで拡大、広げるかということなんですけども、意見としてお伺いします。

ほかに、どうですか、皆さん。どうぞ。

○2番 2番、石川です。私も最初、事務局と話をした時点では、許可する、せんじゃなくて、ちょっと1か月保留にしたらどうかという意見を言ったんですが、そのときに、農業会議に確認したら難しいと言われたという事務局から説明があったので、その辺、事務局がどう考えるかですね。保留にしたらこんな問題がありますよとかいうのがあれば、事務局に説明したらいいと思う。

○藤井会長 それは、保留したら、最終的には訴えられる可能性だってありますよ。

○2番 そうなんです。

○藤井会長 それを承知の上でから皆さんの意見を聞いておるので、事務局の判断はそうですね。これが特に断る理由にはならないって。

○事務局 そうですね。一般基準の中に、立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときは許可をすることができないというのがあります。許可することができない理由がはっきりとしたものがあれば、それに該当するので、保留なり不許可という判断ができるんですが、今回、どういった理由でそれを当てはめるのかという理由が、やはり保留するなり不許可するには必要なので、それを承知で、訴えられるのを承知で保留とするのかですね。

会長が今言われたのが、被害防除措置の妥当性というところで、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合は許可することができないというところがありますので、その周辺農地に、営農に支障を生ずる恐れがあるかどうかの意見の聴取ができていなくて、それを判断する材料がないので保留としましたとか、そういった何らかの一般基準に抵触するという理由を委員会としてきちんとお示しをして、先方にはお伝えをする必要があるのかなと思います。

○藤井会長 どうぞ。

○11番 11番、池田ですけど、周辺農地の営農状況に影響を与える恐れがないことと、これ例えば、私、最初委員になったときですね、具体的にはどういうことなのかということですね、書いて

あるのは、土砂の流出又は崩壊を発生させる恐れがある場合、農業用排水施設の機能に影響を及ぼす恐れがある、周辺農地や日照、通風等に支障を及ぼす恐れがあるものと、具体的に書いてあるわけですよ。

だから、周辺農地の方は、田舎ですから人間関係うまくいってればいいんですけど、ノーと言われたときに、私ノーですでも、それを、判断は、客観的に判断しなきゃいけないと思うんですよ、複数で、一人でなしに複数で。

だからですね、接しておるところの使用人の方に聞いて、一人だけいけんという人が現れた場合に、どうするかということにも、やっぱり、私どもは、これに照らし合わせて、影響が出るのかどうか、太陽光で、ということですね。

それを考えていかなきゃ、メインが逸れたら、意見を聞いて、反対があったら、それはどういう理由ですか、もちろん理由を言われると思うんですよ。だから、それが当てはまるかどうかの問題ですよ、最終的には。そう思うんですけど。

○藤井会長 いや、僕もそれが全てだと思いますよ。だから、大体、隣の方はいろいろな理由をつけて反対される可能性が多いんでしょうから、その中で、その意見を踏まえた上で、委員会なり何人かの方で判断してもらおうという、それで、そちらのほうが妥当なら、客観性があるならば、周辺で、その少数の意見は、僕は考慮する必要はないと思いますけどね。

というのが、前の、ここで具体的に言ったらあれですけども、今いろいろ自治会とか、保全会とか水利組合、隣の人の意見を尊重しろ、組織的に意見を尊重しろという話がよく出るんですけども、蓋を開けてみたら、その全てが同じ人だったということもよくある話でね。農業で役をやっている人はほとんど重なっておるんで。

だから、あたかもその一人の声の大きい人の意見が、全ての組織の代表の意見という、団体の意見を代表しとるとということにもなりかねないようなのが、今の農業の各地域の現状だと思うんで、その辺のところを含めて、よく判断しなくてはいけないと思うんで、一応、だからそういう聞く耳は持たんにゃいけん。客観的にいかに判断するかどうかろうと思うんですけども。どうぞ。

○5番 5番、原田です。ちょっと聞いてみるんですけど、こういった会議で、うち以外、県外でもいいんですけど、否決されたというふうな事案ってあるんですか。

○藤井会長 私の知ってある限り、——で1件ありました。それは、自治会のいろいろな行事に参加できないとか、そういった理由だったですね。

たしか、あれは山間部で、山に囲まれとって、山からイノシシなんかが出てくるんで、その防御柵なんかの張りを自治会全体でやるとと、土地を持っている人も参加してやると。そういった団体の行事に参加できないということが一番大きな理由だったと思っていますけど。

それのときも、——さんは訴えられる覚悟でやられたんですけども、訴えられることはなかった

ですけど。

だから、今でも、いろいろここでも議案に上がっていますように、自治会の了承を取れ、水利組合の了承を取れ、保全会の了承を取れとかいう了承を取る範囲をいっぱい広げるとそういう問題も起きてくるんでね。よし悪しかと思うんですけども。

○6番 度々すみません。6番、倉重。今回の3つの事案ですが、思うんですが、周辺農地への影響は不透明ということで保留にされてはいかがですか。不透明、否決ではなくて、不透明だからちょっと保留で考えさせてくださいねと、そういうことであれば話は通るんではありませんか。

○藤井会長 理由としてはそこに持っていくしかない、先ほど事務局からあったように、周辺農地に与える影響について判断できる材料がまだそろっていない、情報が少なすぎると、委員会ではアンケート結果の結果もはっきりしてから判断させていただきたいというのものもあるかとは思いますが、それでも。

もともとはその同意も必要ないというものがあるんで、周辺農地の影響はこっちで判断するしかないのかなという思いもあった上で、今、皆さんにそうやってお願いしているわけで、手法としてどうなのかなという思いは、私はありますけれども、皆さんの意見に従いたいと思います。どうですか。

ここで各議案について、委員の皆さんが周辺農地に影響はまずないよという御意見ならば、これは通すべきだと思いますけれども、その判断材料がどうかなという疑問があるんなら、保留もありかなと私は考えていますけど。

だから、それを聞くと、——の場合には致し方ないかなという面もあるような感じがするんですけども、————の場合には、それを判断するに十分な材料が与えられていないという判断であれば、保留もありかなと思いますけども、どうですか。

あと、——の場合は、横木さんがおっしゃった、ほとんどが周りが住宅で、その意見をここでどっだけ反映できるかはちょっと難しいですけど。

○16番 16番、原田です。今、周辺農地に与える影響ということなんですけども、最後の60号の7は、よくよく見ると、周りほとんどこれ太陽光になっているんですね、既に。1か所だけ、隣の農地だけが田というような状況、衛星写真で見るとですね。その前の分も、見るとほとんど周りが住宅ということで、この辺の状況も、私は現地に行っていないので何とも言えないんですが……。

○藤井会長 60号の7、これ転用じゃろ。太陽光じゃないよ。

○16番 太陽光じゃないんですかね、これ。

○藤井会長 転用農地ちゅうことやないの。太陽光、60……。

○事務局 恐らく、差替えの資料のほうの……。

○藤井会長 これか。

○事務局 91ページの4枚目ですかね、こちらを御覧になれているんだと思います。確かに東側は太陽光があつてですね……。

○藤井会長 太陽光になるんじゃ。

○16番 東側ですね。

○藤井会長 西側は、これは太陽光じゃないんじゃ。公園か何か、これ。

○事務局 西側は公園ですね。

○藤井会長 南側のこの斜線も住宅じゃね、これ。

○事務局 住宅、そうですね、住宅と、————が住宅で、その東側は、ちょっとこれ農地ですかね。

○藤井会長 これじゃ、表示の仕方をちょっと変えんにゃ、——みたいに斜線引いて、みんな太陽光なら分かりやすいんだけど、そうじゃないのが多いからね。だから、申請地の上は、これは農地なんですよね、まだね。上隣は。(発言する者あり)これで影響がないだろうという判断ならば、それは私は。だから、——の場合も、あの上の農地は、営農には影響がないと判断できるとおっしゃるんなら、それはそれでも、皆さんの意見をお聞きしますけれど。

ついでに、ここでひとつ、——の件もそうなんですけれども、周りが住宅で、太陽光、営農には影響がない、住宅の皆さんが反対されておる場合は、ここでどういう判断しますかね、それちょっと意見があればお伺いしておきたいですね。まさに今、——の場合にはそういった方々から反対の意見が出ておるわけで、それを理由にここから反対すること、妥当かどうかという。

何か御意見がございませんかね。先ほどちらっと言いましたけども、これからはそういった案件が出てくる可能性が大いにあるわけで。どうぞ。

○1番 1番の池田です。住宅があるからといって反対はできないと思うんですよ。だけど、田を持っている人が売るのも責任はありますよね。ソーラーにしたら迷惑をかけるという責任はありますよね、持ち主さん。

だから、止めることはできないけど、気兼ね気兼ねに売らなきゃならないと、周りの人は、しょうがないから、しょうがないよねという感じですけど、何も言うところがなかったら本当に困ると思うんですよね、住宅街の人も。

だから、いけないとは言えないけど、よくないよと、私たちは困るのよというのは、一応業者さんには伝えてもいいと思うんですよね。全員が賛成してるわけじゃないんやから。だから、こういう思いで生活を私たちはしなきゃならないって、多分、皆思ってると思うんですよ、その周りの人は。

ましてや、多分、これ向きが住宅街のほう向くんじゃないかなと、でしょう。だから、恐らくみんな嫌だって思っていると思うんですよ。

私が今日、第3条で話しました案件にもありましたけど、隣の田んぼが太陽光になる、窓を開けて、生活圏で、窓を開けたらその田が見えるんですって、普通ね。それが太陽光が見えたら嫌だっていうんで買われたんですよ。

これ買うわけにもいかないから、嫌だという思いは皆さんあると思うんですよ。だから、業者もそれは知るべきと思うんですよ。地域の人がそういうふうに思ってるということは。

売る人も、遠くにいらっしゃるけど、太陽光にすればお金が入って終わりじゃっていうんじゃないって、やっぱり、人間ならね、人ならね、本当に迷惑かけるんだという気持ちはあっていいと思うんですよ。それを調整するのは、やっぱり業者さんじゃないかなと思うんですよ。

だから、文書を送っただけで、もし、この文書をぱっと見たら、皆さんだったらどうですかね。ある日突然この文書が来て、そうですかって納得できますかね。びっくりしますよね、やっぱり。びっくりすると思うんですよ、誰だって。

近所で話しますよね、井戸端会議みたいに。だけど、言うところがない、そこに言う勇気もないし、だから、それをちょっと農業委員の人が、周りの意見はこうだよとか、せつかく文書を送ったところが、名前が書いてあるところに送られたんですかね。だから、ちょっとぐらい聞いたりとか。

私らもいろんな案件やってきましたけど、本当、10軒、20軒聞いたことがあります、1件で。だから、やっぱりそのぐらい小まめに農業委員が動かなきゃいけないんじゃないかなと思います。19軒あると言ってたさっきの案件も、私たちは随分、毎年歩きました、そこは。いろんな意見を聞いてきました。だから、やっぱり農業委員も聞かなきゃいけないんじゃないかなと。

今、親切にこうやって書いてあるから、一応意見を聞いてね、やっぱり業者さん、こんなことがありますよとかいうのは、伝えるのは私たちの義務じゃないかなと思うんですよ。

それが今回、抜けていたという、短期間であって、また、初めてであってとかで抜けてたというんだったら、また、石川委員もさっき言われていましたけど、1か月保留してはいけませんかと言ったって言われましたけど、そういうことはいいんじゃないかなと思うんですよ。

私の過去案件の中で一度ありました。脅しかけられました、業者に。あんた責任取れるかねと、1か月延びたらどんだけ電力があれするか責任取れるかねって言われましたけど、やっぱり水利が通ってなかったから、1か月延ばされました。もう一回調査しました。その次にはちゃんと通すことになりましたけど。

だから、もしそういうね、先ほどからも言われているんだから、そういう面で、きちんと調査する期間がなかったんだから、その辺りでもう一度されるとか。それで、3件あるけど、その中で、地元委員さんが、いやこれはこうだけど許せるねという範囲のは通してあげるとか、3つ全部ワン・ツー・スリーでするんじゃないかと、そういうのは、私はその辺ちょっと思いました。

○藤井会長 ほかの方、どうですかね。

反対の意見ないですか。これは法律にのっとして、ここから拒否する確固たる理由がないから通せざるを得ないという判断の方がおったら、その方の意見もお聞きしたいんですけど。どうぞ。

○18番 18番、横木です。今の1番の池田さんには賛成なんです。強制力のないもので反対はできないということではと思います。強制力のないもので反対はできないと、ここで上がってきた以上は、強制力のないもので判断することはできないと。

それともう一つ、封書で送られていますね、皆。やはり、行政書士、あるいはまた、その本人さん、業者さんが個別訪問されてお話をされないからですね、地域の方がですね、私は、たまたま一人の人しか聞いておりませんが、いいようには言っていないんです。

やはり会話ですよ、お話をして、どういうふうにします、じゃあどうしてですか、じゃあそうしましょう、そういう会話がないからですね、見えないから皆が反対とは言いませんけど、皆いい顔しないというふうには思います。ちょっと説明不足ですけど。

○藤井会長 じゃあもう少しアンケート結果も踏まえてから、その判断材料がそろうまで保留にするという考え方で皆さんよろしいということではいいでしょうかね。

○18番 その判断するというのはあれですかね、農地、持ち主の方に聞いて、どういうふうに思われているとか、農業委員がその農地を見て実際に影響あるとか、その辺りを今後判断して採択するちゅうことですか。

○藤井会長 それと、——の場合には、一応、あの一つの農地の方に、アンケートの案内文を出されたその結果が少し期間を置いてどうだったのかを判断した上と、別のルートで委員さんが現地を見て判断された結果を踏まえて結論を出すということではいかがでしょうか。

○18番 その権限があるのであれば、それはいいんですけど、ないもので判断するちゅうのは、そこまでできるかなとは思いますが。

○藤井会長 少なくとも——の場合も、水利組合は水利的には問題がないという結論を出しているわけでしょう。（「改良区です」と呼ぶ者あり）改良区が。水利の面に関しては問題ないと。

だから、あとは、先ほどいみじくも言われた具体的に日照とか、その辺を判断して、影響がないだろうということは、あれば客観的にそれを通すしかないかなと、判断材料にするしかないかなとは思いますが。その判断は難しいですかね。

○18番 効力ちゅうか、権限があるのであればいいんですけど……。

○藤井会長 いや、権限はありますよ。さっき言いましたように、周辺農地に影響があるかないかが基準ですから。

○18番 条例なんかできていてというんだったら、皆さん納得すると思うんですけど、そうでない状態で、ただ今、農地に影響するという判断材料はあるかと思うんですけどね。

○藤井会長　そこら辺で、どっかで基準を持たんと、農業委員会としては何の判断もできなくなるわけですね。周辺農地に影響があるかどうか判断できないということになれば。それはどっかから線引きしなくてはいけないと思うし、そのくらいの判断はこっちで持たなくてはいけないと思うんですけど。どうぞ。

○6番　今の横木委員さんの発言なんですけど、私は、審査をする義務があるんですね、権限はあるかと思います。

それですね、例えば、周辺の農業者さんの意見ですが、例えばその周辺の農業者さんの農地の状態も見てですね、例えば本気で耕作されているよというような方の意見というのは、ちょっと、されていない方よりは重いのかなとは思いますが、トータルで農業委員さんが、妥当かどうか審査されればいいのかなどと思っております。それは大丈夫かと思えます。

でも、最後に決めるのは農業委員さんが、これは太陽光を造ってもいいであろうと思いますが、そういう意見はお持ちであってもいいと思います。

今回の場合は、時間的に本当タイトであります。皆さんもタイトで、大変だったと思うんですよ。だから、ちょっと待たらいかがかなとは思っております。

○藤井会長　もう採決しましょうか。どうぞ。

○11番　後、出るとは思いますけど、議案で。国・県への施策等の改善点というのがありまして、これ今、案で上がっているのは、隣接の同意を条件とすることという文言がありますね。これが今ないんですね、結局。

私のところの今問題は、住宅がかなり三、四軒接しておるんがあるんで、住宅の人の同意が必要かどうかちゅうのがないんで、これは任意ですね、だから、どういう意見を持っておられるかという、それは集めるのか集めるけど、今までもそうですけど、回答なしとか、出したけど回答なしと、そういうのは何件かあったと思います。

全部、反対・賛成とかじゃなしに、ちょっと送付したけど、返事はもらっていないとか、そういうのもあって、その種類が整えてないから、それは確かに任意なんですけど、それがいいから、ちょっと判断、それで判断するわけじゃないですけど、それは必要な種類の一つとして、うちは決めてやっているから、それがいいからどうかっていった業者さんが言われたときに、そこまでないですよと、こっちは根拠がないですから、お願いですね。

だから、太陽光、宅地なんか、住宅に接しておる場合でもですね、この件でも角度は10度、ちょっと低くやってもらおうと思いますね。普通45度とかがいいと聞いたことあるんですけど、あまり高くすると、やっぱり反射があるとか、本当は話合いをしていただくのが一番いいんですよ、近隣の方を集めて、集まってもらって、こういうふうにやりますからと、要望を踏まえて、業者さんにやってもらうのがいいんですけど、それは理想なんで、今は、その近隣の同意というのがないんで

ですね。

それで、そういう資料を待って、また判断するということになる、委員会で間違った判断をすれば、今、事務局が言われたように損害賠償を求められる、裁判になればですね、裁判にかけるかどうかと最後はそこにつきると思うんですね。

国でも今、第1種農地で、構築物、携帯の中継基地とか、第1種農地でそういう構築物を建てる時は、これは経済産業省で近隣の同意というのが要るようになっているんですね。だから、それは、要る分は、国もそういうふうにする分は要りますというのを決めている。

だけど、この太陽光をそういうふうにしてもらうちゅうのは、要望ですけど、またそれは別個の話で、今の時点ではやむを得ないんじゃないかなろうかという気がしているわけです。

○藤井会長 どうですかね、どうぞ。

○7番 7番の木原です。ちょっと航空写真とかずっと見よったんですけど、3つ全て保留じゃなくてですね、ちょっと見る限り、この——は、これは荒れているんですか、周りが。——じゃけ、この——に関してはと、——に関してもですね、隣に太陽光ができていて、この2件に関しては審議してもいいんじゃないかなと。

それで、もう一件、——の、——のところは反対意見があるんでしょうかということです。

○藤井会長 住宅のことだからね。

○7番 住宅が、そこに関してはちょっと反対の意見があるんで、ちょっと調査したいという感じで、保留をお願いしてもいいんじゃないかなと、全部というのは、ちょっと無理じゃないかなと思います。

○藤井会長 堂々巡りになるんですけど、——の場合のその反対意見というのは、住宅でですね、あくまでも農業委員会の判断材料の中の、営農に影響を及ぼす意見かどうかというのとは別問題なんで、それを盾に反対できるかどうかという問題も残るんですけど。

分かりました。じゃあ、ちょっと採決しましょう。正直に、皆さんの素直な意見を教えてください。

今までいろいろ出てきました様々な理由、これを基に、これを保留することには、保留はできないと思う方はちょっと挙手してください。

[賛成者挙手]

○藤井会長 分かりました。そういった方が多いんで、あくまでも、今いろいろ出てきました問題は、今後の課題として、関谷委員がおっしゃった事前審査の件も含めて改良を重ねるということで、現時点の立てつけでは、反対理由は弱いということで、この案件、承認ということにさせていただきます。

それで、改めてかけます。議案5、6、7、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。賛成多数ということで、5、6、7、承認いたします。

今出ました様々な問題は、今後、解決に向けていろいろまた相談させていただきたいと思っておりますので、あくまでも今後に向けての課題ということで御理解いただきたいと思いますというふうに思います。

ちょっと休もうか。時間があれですけども、5分だけ休憩しましょう。

午後4時28分休憩

.....

午後4時38分再開

○藤井会長 それでは、再開します。

議案第61号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は11ページ、資料は93ページからになります。

議案第61号は、農地法第5条による事業計画変更についてです。今回提出された件数は1件で、変更内容は、転用目的を建売住宅のみから建売住宅と長屋建住宅へ変更することと、期間を延長するものです。

農地区分は、集団農地面積9haの農地で、—————から330mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第61号の1は、事業計画の変更と期間延長の申請です。8月9日に事務局と倉重委員さんとで現地確認をして、事業所の担当の方にお話を聞きました。

申請地の場所は、—————にあります。令和元年に申請して許可を取り、令和2年から工事の着工を目指していましたが、コロナ禍となり、事業の見直しなどを検討していて、今までずるずると来てしまったということです。今回の計画では、一部に長屋住宅を建築するとなっています。排水につきましては、汚水は前の計画どおり公共下水道につながります。報告は以上です。皆さんの御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第61号、承認いたします。

続きまして、議案第62、63、64号を一括して上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正をお知らせします。お手元の修正一覧表を御覧ください。

議案書12ページ、右上の公告予定日が8月26日となっておりますが、正しくは8月25日です。修正は、以上です。

それでは、御説明いたします。議案書は12ページからです。

議案第62号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和5年8月25日公告予定の利用権設定が1件提出されております。この1件の集積面積は1,003m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が1件です。計画の内容は、議案に記載してあるとおりです。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第63号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）、議案第64号農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明します。議案書は13ページからになります。

議案第63号、64号につきましては、県で公告予定の利用権設定が5件になります。農地の集積面積は1万5,587m²です。内容は、議案第63号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第64号によって貸付けを行うものです。以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、議案第62、63、64号、地元委員さんで何か説明が必要なものがあると思われる方は御意見を頂きたいですし、そのほか、御意見、御質問がある方は一括して受けたいと思います。何かありましたらよろしく申し上げます。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第62号、63号、64号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、62、63、64号、承認いたします。

続きまして、議案第65号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第65号は、国・県に対する令和6年度防府市農業施策等に関する意見書についてで、農業委員及び推進委員の皆様から寄せられた御意見5項目を次年度に向けた農業施策の改善意見として上げております。

内容につきましては、1番、多様な農業を担う者への支援として、担い手だけでなく、多様な農

業形態の農家への助成制度を創設する。中小規模の農家がグループで共同利用する機械の購入助成制度の創設。

2番、太陽光発電施設の設置場所の制限として、太陽光発電設備の設置は、荒廃した農地に限定し、隣接の同意を条件とすること。

3番、肥料や光熱費高騰への支援体制の継続、肥料価格高騰対策等事業の継続、光熱費高騰対策のため助成制度を創設する。

4番、酪農家への支援として、飼料価格高騰への支援制度の創設。

5番、国産有機肥料の供給促進として、農家が使いやすい有機肥料をペレットに加工するための施設整備や加工業者への支援制度の創設。

以上を、本委員会から国・県の次年度農業施策等への改善意見として提出するものです。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。ただいま説明がありました要望書の意見について、何か御意見、ありましたら申し上げます。どうぞ。

○11番 11番の池田です。2番のですね、「太陽光発電設備の設置は、荒廃した農地に限定し」というのがありますね。この荒廃した農地、この荒廃した農地というのは、定義はまた非常に難しいんですけど。

今、赤は農地外れる、黄色い区分はかなり手がいる。緑、極端に言えばですね、今回の議案でもありましたけど、私のところは、今、保全管理は近所の人に頼んで、地元に住んでいないけどやっておられたんです。それで農業を誰もする人がいない、後継者がいないということで、渡りに舟で太陽光を考えられたというふうに理解しているんです。

だから、それがですね、局端に言えば窓口で太陽光をやりたいんだけど、農地は荒廃ですか、ちゃんと今まできちんとやって、保全管理もきちんとやったものは対象にならず、荒らしっ放しで何もしないのが対象になると、農地を分ける。

それはですね、今、今度の農地パトロールですか、遊休農地のできるだけ新規発生を防いで、少しずつ減らしていこうという、そういう方向性がありますよね。それとの関連で、太陽光を造るのはどうすりゃええかということで、第三者的に考えた場合に、農地を荒らしちよってくださいと、三、四年。そしたらいいのかという、これはですね、私ちょっと違和感があるんです。どうでしょうか。

○藤井会長 いかがですか、皆さん。

今の御意見を含めて、ここの文言を訂正するとか、そういった意見でも構いませんので、御意見があれば。

確かに今、委員がおっしゃった意見には、なるほどだと理解を示す方がほとんどだろうと思うん

ですけれども、その上で、何か制限を加えるとしたら、どういった文言がいいのか、意見があれば、どうぞ。

○2番 今の太陽光ですが、我々農業委員としては、農地を守るというのが大前提ですから、資産として売るということは別に考える必要ないんじゃないかとは思いますが。

地域計画も今後つくっていくということですので、そうすると、どうやって利用するかとかいう話、出てきますので、そういう計画をつくった後に、いやそれは太陽光に売るんじゃないかというのが当然出てくると思います。

だけど、そういう中でも、やっぱり農業委員は農地を守るというのが大前提で、発言をするしかないんじゃないかと。

何決めても売らんというのはあるので、どうしても売りたい人は、それは荒廃農地にして売るという方法があるんじゃないかという話にもなるかも分かりませんが、優良農地を守っていくには、やっぱり、今作っているところ、それから、管理しているところは、やっぱり太陽光にはすべきではないと考えます。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○11番 11番、池田です。農地を守るというのはですね、それは私、理解できるんですよ。そういう方法があります。ですが、例えば、農地転用、そんなら農地転用できんかといったら、太陽光じゃなくて宅地開発、これが該当するところだったらいいですかって、同じことが言えると思うんですよ、私は。

だから、太陽光はですね、これもやっぱり、再エネルギーですか、考え方で、変えればですね、そういうのもあるんで、だから、限定して、荒廃地、荒れていますから、荒れていない、荒れちゃったらいいですよ、極端に言えば、荒れちゃっても荒れてないでも、農地はいけませんよという方法じゃったら、私は分かるんです。

荒れちゃったところはいいですよ、それは駄目ですよ。農地を今まで耕作していたけれども、相続人がなくてとか、いろいろな事情で耕作できなくなった。事情があったときに何か宅地にしようか、宅地ならいいですよと、太陽光はいけませんよというのはどうかなという、太陽光はいいな、荒れちよる、荒らせてくださいよと、極端に言えば、荒らしたらいいですよというんじゃない、今、その辺が整合性がどうかなという気はするんですけど。

○藤井会長 どうですか、皆さんの意見は。

私も、今の意見、どちらかというとならから賛成のほうで、太陽光はいけんけど資材置場は簡単に通る、おかしい現状があるわけでね、皆さんがどっかから太陽光を基本的に根本的に毛嫌いしとる傾向があるから、いろいろ問題が起きているわけでね、その辺のところは十分考える余地はあるんじゃないかなというふうには私は思いますけれども。

その辺の上で、この2番の問題ですよ、地域を限定するという書きぶりがまずいいのか悪いのかというのを、これは問題になるんだと思いますけども、その辺のところも含めて何か御意見があれば。

あと、これから地域計画の策定もありますんで、それとの兼ね合いもあるんでしょうけれども、現状今、防府市が取りあえず手につけている地域計画の方向性というのは、1種農地、農振農用地ですから、これはちょっと太陽光の適用範疇とは外れていますので、それはちょっとまた別の問題やろうかとは思いますが。

そういう地域計画の範疇から外れるところに、ある意味、守るべき農地の定義にもよるんでしょうけれども、言い方は悪いですけど、守らなくてもいい農地というところに建つのは、これは致し方ないんじゃないかという思いも私にはありますけれども。守らなくてもいい農地なんかないと怒られるかもしれませんけれども。

どうですかね、この2番の書きぶりを何か変えるほうがいいのかという意見があれば。

先ほど来からの議事ですから、反対意見がいっぱい出るのは分かっていますので、その書きぶりをどういうふうに、この要望に反映するかどうかと思うんですよ。どっかで制限を加えたいという思いは皆さん、お持ちなわけで。

池田さん、何か代替の意見、お持ちやないですか。

○11番 隣接の同意を条件とすると、こういうのは非常にいいと思いますよ。今、先ほども出た住宅、隣接のある程度、同意を条件とすることというのはいいと思うんですけど。

前段にちょっとありますよね、太陽光発電の設置を理由とする農地は、耕作しておるときに、合意解約した上で転用申請するケースがあるという見出しがあるんですけど、これもですね、これがやっぱり私は一番問題になると思うんです。

ただ、合意解約というのは、あくまで6か月前までですか、1年から6か月前までの間に、解約の契約書を結ばないけんわけですよ。だから、本人が、もう3年ほど契約があるから、作らせてくださいと言えば、それまでなんです。権利はあるんです。保護されているんです。

それがね、こういうのがあるからどうのこうのというのは、やっぱり合意解約というのは、民法の契約上の関連もあると思うんですよ。だから、これはあくまで合意解約しなきゃいいわけで、耕作して、もう5年契約があるから耕作しますというふうに言ってもらえば、それでいいと思うんですけどね。

だから、具体的に何らかの規制は必要だと思うんですけど、今、荒廃した農地というのが、逆にですね、今まで荒らしていた人が逆にいいですよと、きちんと管理していた人が、今までは何とか管理していたけど、できなくなったから、どねえかしようかというのを分けるというのが、ちょっとどうかなという気がしているだけです。

○藤井会長 そういや、ここの書きぶりちょっと変えたほうがいいですよ。合意解約を理由にというのは、これはちょっと、内容が違いますからね。

○11番 そうですね、合意解約では、合意しているということは必ず条件にあるわけですから、それは。

○藤井会長 ですね、分かりました。どうぞ。

○18番 ちょっと事務局に質問なんですけど、太陽光発電設備の設置場所というのは、この前、私ちょっと個人的にお伺いしたときに、2種農地であって、白地——白地を書いているかどうかちょっと、それで判断するというのはお伺いしたんですけど。

2種農地であって、また、その中で荒廃したという条件が成立するのか、荒廃していようが、保全管理されていようが、できるものはできるという理解をしちよつるんですけど、それをこの文章で、どういう、ちょっと私もよう分からんので、そこら辺をですね。

どういうところに、設置場所の制限というんだから、例えば高潮被害を受けるとか、ハザードマップで土砂災害の危険箇所があるよとか、そういうところの設置場所の制限という理解はできるんですけど、ちょっとこの2種農地と1種とか、また、青地とか白地とか、そういう範囲内での設置場所の制限をちょっと説明していただきたいんですけど、よろしくお願いします。

○事務局 基本的に、太陽光の場合なんですけれども、今設置できるのは2種農地及び3種農地の白地、農用地でない場所ということなんですけど、要は、1種農地には設置ができないということなんですよ。

1種農地は、基本転用ができないので、ただ、例外的に転用できる要件とかもあったりするんですけども、その要件に太陽光が該当しないということで、結局、2種と3種しか転用ができないというのが現状ではあります。

○18番 2種と3種。

○事務局 2種と3種です。3種は、出張所から300m以内とかのところが該当になります。

○18番 それで、そういう場所に限っては設置できるわけですね。

○事務局 そうですね。ただ、2種に関しては、一応代替地がないことが条件ということで、例えば、その方が、ほかに宅地とか雑種地とかをお持ちだったら、そこに置けばいいですよという話になるので、そういったところを持っていないということが条件としてはあります。

○18番 その中で、この設置場所が荒廃した農地に限定して、隣接の農業条件とすることというのは、効力があるんですか。

○事務局 そうですね。効力という話になると、今の段階では、そうですね、ないですかね。

○18番 それを、その文章を入れると。

○事務局 現在の制度上では、今申し上げたように、2種、3種しか太陽光は設置できないんですけ

れども、こういった制度をできるように国・県に要望を上げたいと。現行できていないので、こういう荒廃した農地に限定するとか、隣接の同意を必須とするとか、そういう条件をつけてくださいということを国・県に要望するという内容になります。

○18番 であれば、先ほど言った農地で土砂災害が発生するとか、高潮の被害が、可能性があるという場所も含めたいかがでしょうか。いかがでしょうかと言うたらあれですけど。そういう文言は適切と言えないんですけど、そういうところは外すとかいうのは可能でしょうか。

例えば、土石流が発生するとかいうところは外すということは、その文章の中で可能でしょうか。もし、そうであれば、こういうところも何か追加したらいいのかなと、どうですか。

○事務局 それは、皆さんが同意されれば、入れることは可能です。

○藤井会長 倉重さん。

○6番 この議案65号の第2番なんですが、これはですね、趣旨はですね、結局、農地を守ろうと、そういう大きな取組の中で、国・県の改善意見としての要望ですから、具体策はですね、これは国に考えてもらうわけです。例えば農林水産省とか通産省とか。

だから大ざっぱでいいと思うんですよ、これは。こういうのをお願いしますよと、そういうふう
に要望だけ出すということでもありますから、確かに池田委員さんや、横木委員さんの指摘される問題はあろうかと思うんですけど、大ざっぱにこういうふうな方向性でいきましょうと、お願いしますねということであろうかと思うので、それでいいかと思います。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

設置場所の制限じゃなくて、先ほど来から出ているように、設置基準の見直しとか、設置許可事項の厳密化とか、そんなことなんでしょう。

ちょっとこれが、もともとどういう趣旨でから出られたこの意見なんかよく分かりませんが。

これ、まだ見直す時間はあるかね。もうない、ある。

○事務局 あります。

○藤井会長 どのくらいある。

○事務局 農業会議に9月初旬、8月末までに提出するぐらいです。

○藤井会長 じゃあこれ、太陽光発電に関しては、ちょっと皆さん、もう一回よう考えてもらえませんか。あと1週間ぐらいの猶予でから、御意見があれば、これにとらわれずに、太陽光に関する意見をちょっと出してください。それをまた改めてまとめさせていただきますので、その中からどういった形がいいかを事務局のほうでまとめます。そういった形でよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 できるだけ多くの意見をお願いします。

ほかに何か御意見ございませんか。2番、より別のところで。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ特に御意見ないようですので、基本的にはこれで、2番以降はこれでいこうと思います。

先ほど申しましたように、2番に関しましては、1週間ぐらいをめどに御意見があれば、ちょっと事務局に提出してください。その中で、3番、4番、5番についても何か追加の御意見があれば、一緒にお受けしたいと思いますので、その後は、事務局、私、たたき上げで最終的な形にするには、小委員長さんに集まってもらって、最終的なものにするとか、そういった手続で進めさせていただきたいと思うので、よろしく願います。よろしいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、事務局、それで行こうやね。

以上で、議案は終わりました。

報告事項が58から64まであります。ちょっと目を通していただいて、何かあればお伺いしたいと思います。よろしく願います。

お気づきになったことを、その都度でいいですから、何か御質問があればお伺いたします。

では、私のほうからひとつ、一番最後の64号、この—————って、私、初めて聞いたんですけども、これどういった会社なのか、どなたか御存じの方があれば教えていただきたいと思えますけれども。

○事務局 ———に本社といいますか、所在がある会社なんですが、まだ今は、法人として設立されたのが、去年、令和4年の11月からということ。

今、————のほうで農地をたくさん持たれて耕作されているんですけども、水稲、麦類、露地野菜ということでされているんですが、今後、農地所有、今、適格法人としての要件をそろえられていますので、防府市でもやっていかれるということで、こちらの報告書を出しに来られましたので、報告として今させていただきます。

○藤井会長 じゃあ、現時点ではまだ防府市に農地は所有されていないということですか。

○事務局 そうですね。まだ防府市では、借りられている土地とか、実際所有されている土地というのはございません。

すみません。その、今、報告に入っている面積は、————全体ですね、この————さんが全体で今耕作されている経営面積だということです。防府市は入っていない。15.2haの田と3haの畑ですね。

○藤井会長 これは、元はどういった個人やったかは分らないです。会社になる前は。

○事務局 もともと基盤法で、————が個人で借りられていたんですけど、その方が法

人化されて、——が借りていた農地を基盤法で——に貸出しを変更されています。

○藤井会長 じゃあ、——かどっかあっちのほうですか。

○事務局 すみません。1点訂正なんですけど、基盤法で——、既に貸出しはされているんですけど、県の公告が公社を通じるので、県の公告が9月になりますので、まだ実際は経営面積はゼロ。ただ、契約は今されている段階です。

○藤井会長 それで、所在地はどこなんですか、——の。

○事務局 所在は、——の住所は——のほうです。

○藤井会長 やっぱり——のほうですね。はい、分かりました。ありがとうございました。

ほかに何か質問があれば。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、御意見がないようですので、以上で締めたいと思います。

午後5時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 8月16日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員